

○美祢あきない活性化応援事業補助金交付要綱

美祢あきない活性化応援事業補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内での創業・事業承継を促進し市内商業の振興及び活性化を図るため、美祢市商工会（以下「商工会」という。）が、美祢あきない活性化応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「創業」とは、これまで事業を営んでいない個人又は法人が新たに事業を開始することをいう。
- (2) 「事業承継」とは、個人又は法人の経営権を後継者へ引き継ぐことをいう。
- (3) 「登録店舗等」とは、美祢市空き店舗等情報バンク又は美祢市空き家等情報バンクに登録のある物件のことをいう。
- (4) 「事業所等」とは、事業の用に供する事務所、店舗又は工場等のことをいう。
- (5) 「補助事業」とは、補助金の交付を受けて実施する事業で、申請書に記載された事業内容に従って進めることをいう。
- (6) 「補助事業実施期間」とは、交付決定後から補助事業が完了するまでの期間のことをいう。
- (7) 「補助対象産業」とは、別表第1（第2条関係）に掲げる業種のことをいう。
- (8) 「審査会」とは、提出された事業計画書等について、審査基準に基づき、有識者が審査するために設置する機関のことをいう。なお、委員の氏名及び詳細な構成は公表しない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者をいう。

- (1) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律において定めている小規模事業者であること。
- (2) 市内に住所（法人の場合は、本社所在地）を有する者又は補助事業完了までに美祢市に移住（法人の場合は、本社を美祢市に移転）すること。
- (3) 市内において補助対象産業を開始しようとする者又は事業承継をしようとする者は実績報告時まで開始あるいは実施するものとし、補助対象産業を開始した者、若しくは事業承継した者にあつては、申請年度の4月1日から起算して過去3年以内であること。
- (4) 補助金交付後、原則3年以上事業を継続する意思があること。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。但し、法人の場合は、代表者及び役員を含む。
- (6) フランチャイズチェーン店でないこと又は親会社が存在しないこと。

- (7) 賃貸物件を活用して改修費補助を申請する際は、その改修等について物件所有者から事前に承諾を得ていること。
- (8) 申請時において、住所地における市税の滞納がないこと。ただし、納税について分納計画中であるものは滞納がないものとみなす。
- (9) 補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (10) 補助金の実績報告時まで、原則として商工会の会員となること。また、必要に応じて商工会による経営支援を受けながら経営継続等に取り組むこと。
- (11) 国、県又は市等から同一の対象経費について、補助金の交付を受けた又は受ける予定がないこと。
- (12) 営利を目的とした商工業活動を行うこと。

（補助金の対象経費等）

第4条 商工会長は、毎年度、市の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費、補助率及び補助額並びに補助要件については、別表第2に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、美祢あきない活性化応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて商工会長に提出しなければならない。なお、商工会長が指定する提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても申請は受け付けないものとする。

- (1) 申請者情報・事業計画書（創業・事業承継）（様式第2号）
- (2) 補助事業の経費明細（様式第3号）
- (3) 宣誓・同意書（様式第4号）
- (4) 申請者の住民票の写し（続柄が記載されたもの）（3か月以内）
- (5) 居住地の市税の滞納がない証明書（3か月以内）
- (6) 創業・事業承継する場所の地図
- (7) 見積書 ※金額が確認できるもの
- (8) 工事設計書又は工事着工前の状況を示す写真等（店舗等改修工事を実施する場合）
- (9) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合）
- (10) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (11) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る）
- (12) その他商工会長が必要と認める書類

但し、(9)～(11)の書類は実績報告時に添付することも可とする。(5)については分納計画中である場合は滞納とみなさない。また、申請する年の1月1日時点において美祢市に住所を有する者については、当該証明書の提出を省略することができる。

（交付の決定）

第6条 商工会長は、前条の規定により商工会長が指定する公募期間中に受理した申請書について、その内容を審査会において審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、美祢あきない活性化応援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請を行った補

助対象者に通知するものとする。

- 2 商工会長は、補助金の交付決定を行うにあたり、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 商工会長は、審査会の結果に基づき補助金を交付することが適当でないとき、美称あきない活性化応援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。
- 4 審査会の内容については、公表しないものとする。
- 5 前各項による通知は、書面により行うものとする。ただし、必要に応じて、電子メールその他の電子的方法により行うことができる。

（事業変更の承認等）

- 第7条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者は、事業計画の変更をしようとするときは、美称あきない活性化応援事業補助金変更承認申請書（様式第7号）を商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 商工会長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、事業計画の変更が適当と認めるときは、美称あきない活性化応援事業補助金変更承認決定通知書（様式第8号）により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第8条 補助対象者は、事業を完了したときは、美称あきない活性化応援事業補助金実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに商工会長に提出しなければならない。なお、実績報告の提出期限は交付決定を受けた日から起算して原則6ヶ月以内又は交付決定を受けた年度の3月1日までのいずれか早い日とする。
- (1) 補助対象経費の領収書の写し又は支払いを証明する書類の写し
 - (2) 工事完成写真（店舗等改修工事の場合）
 - (3) 申請時において、創業又は事業承継をしていない者については、開業届等の事業を開始、若しくは承継したことが証明できる書類の写し
 - (4) 申請時において、市内に住所（法人の場合は本社所在地）を異動していない者については、住民票の写し（謄本）（続柄の記載されたもの）、また法人については、履歴事項全部証明書の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、商工会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

- 第9条 商工会長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて検査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、美称あきない活性化応援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第10条 補助対象者は、前条の規定による通知があったときは、美称あきない活性化応援事業補助金交付請求書（様式第11号）により補助金を請求するものとする。

(報告及び検査等)

第 11 条 商工会長は、必要に応じて、補助対象者に対し報告を求め、若しくは当該補助事業の施行に関し指示又は帳簿その他の関係書類の検査をすることができる。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第 12 条 商工会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令または、本要綱に基づく処分または指示に違反した場合。
- (2) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定により、交付の決定を取り消された場合は、美称あきない活性化応援事業補助金交付決定(確定)取消通知書(様式第 12 号)により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた補助対象者で、既に補助金が交付されているときは、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の美称あきない活性化応援事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

(元気みね未来創造事業補助金交付要綱の廃止)

3 元気みね未来創造事業補助金交付要綱は、廃止する。

(移住創業等支援事業補助金交付要綱の廃止)

4 移住創業等支援事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

<商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）>

「他者から仕入れた商品を販売する（＝他者が生産したモノに付加価値をつけることなく、そのまま販売する）事業」、「在庫性・代替性のない価値（＝個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値）を提供する事業」のことを言います。自身で生産、捕獲・採取した農水産物を販売するのは「商業・サービス業」ではなく「製造業その他」に分類されます。

<サービス業のうち宿泊業・娯楽業>

「宿泊を提供する事業（また、その場所で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含まれる。）<日本標準産業分類：中分類75（宿泊業）>」「映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業<同：中分類80（娯楽業）>」のことを言います。

<製造業その他>

「自者で流通性のあるモノ（ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む）を生産する事業、他者が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業（在庫性のある商品を製造する事業）」のことを言います。なお、「商業・サービス業」、「宿泊業・娯楽業」、「製造業」の定義に当てはめることが難しい事業（建設業、運送業等）や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他」として、「製造業その他」の従業員基準を用います。

小規模事業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	従業員 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員 20人以下
製造業その他	従業員 20人以下

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率及び補助額	補助要件
<p>(1) 店舗等改修工事</p> <p>(2) 設備・備品・消耗品購入費 (車両等は除く)</p> <p>(3) 広報費（看板・チラシ等）</p> <p>(4) IT 導入費（ソフトウェア等）</p> <p>(5) 委託料</p>	<p>【補助率】 補助対象経費の合計額の 2 分の 1 とする。ただし以下のいずれかに該当する者については 3 分の 2 とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「創業塾みねの全受講者」もしくは「特定創業支援等事業証明書等」を持っている者。 ・「やまぐち元気生活圏」づくりに取り組んでおり、かつ中山間地域づくり支援サイトで公表されている団体。 ・女性の創業又は女性の後継者 ・市が定める都市機能誘導区域、居住誘導区域及び地域拠点エリア内にて事業を開始する者 <p>【補助額】 補助対象経費の合計額に、該当する補助率を乗じた額（ただし、算定した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。 なお、補助金限度額は、1 補助対象者につき、1,000,000 円とする。</p>	<p>工事施工者は、美祢市内に事業所を有する建設・建築業者に限る。</p>

別表第3（第6条関係）

美祢あきない活性化応援事業補助金 審査基準

<創業>

1. 経営者の適正

- 経歴・資格・許認可の有無は事業に関連性があるか
- 創業動機が明確で、一貫性や社会的意義があるか

2. 事業計画の妥当性

- 事業内容（強み、ターゲット、販売戦略、競合、市場動向）が具体的か
- 差別化要素や競争優位性が示されているか
- 事業の持続可能性や成長可能性があるか
- 売上・経費・利益の見通しが現実的か
- 根拠が明確で、過大・過小な見積もりになっていないか

3. 実現可能性

- 創業場所・人員計画が明確で、実現可能な体制か

<事業承継>

1. 後継者の適性

- 経歴・資格・許認可が事業に関連しているか
- 経営理念や企業ビジョンを理解・承継できているか

2. 承継計画の具体性

- 承継方法（個人・法人・株式移転・代表権移行など）が明確か
- 承継スケジュールや後継者教育の計画が具体的か

3. 事業の持続性

- 承継後の事業方針や成長戦略が示されているか
- 既存の事業基盤（顧客、従業員、取引先）を維持・発展できる見込みか

4. 財務基盤の健全化

- 現在の売上・利益の状況が適正か
- 借入金の返済計画や資金繰りに無理がないか
- 承継に必要な資金調達の方法が明確か

5. 支援活用の状況

- 承継に関して支援機関等の関与やサポートを受けているか

<加点項目>

- 創業塾みね全受講者、若しくは特定創業支援等事業証明書をもつ者